



# JAなす南

# 満期共済金特別

# 定期貯金

令和8年3月2日(月)~令和9年2月26日(金)

- スーパー定期貯金(複利型)
- 預入金額 20万円以上
- 預入期間 3年 自動継続

店頭表示金利

# プラス 年 0.20 % (税引前)

※表示金利は税引前金利であり、お利息に20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税がかかります。また、金利状況により取扱期間の変更、金利の見直しを行う場合がございます。

- 対象になる資金 : JA共済満期日から1か月以内の個人のお客様に限ります。
- 預入方法 : 通帳式、証書式をお選びいただけます。
- 預入限度額 : 満期共済金の範囲内とします。  
※預入時に他金融機関から新規資金を上乗せいただける場合に限り、満期共済金と新規資金を合わせた額を預入限度額とすることができます。
- 適用金利 : 上記金利を初回満期日まで適用いたします。  
※初回満期日以降は店頭金利にて自動継続となります。  
※原則として期限前解約はできません。  
やむを得ず期限前解約をされる場合は、解約時における普通貯金の利率を適用します。

大切な退職金はJAにお任せください。

セカンドライフ設計のお手伝い、ライフプランとライフイベントに向けたマネープランのアドバイスをいたします！



南那須支店 0287-88-7121     烏山支店 0287-83-2111    詳しくはお近くの支店窓口または担当涉外までお問い合わせください  
 馬頭支店 0287-92-2711     小川支店 0287-96-2131  
 本店金融課 0287-96-6160

担当： \_\_\_\_\_

# 満期共済金特別定期貯金 商品概要説明書

(令和8年4月1日～令和9年2月26日適用)

1. 商品名	・スーパー定期貯金〈複利型〉(3年)	
2. ご利用いただける方	・JA共済満期共済金のお受取りから1ヶ月以内の個人のお客様。	
3. 期間	・定型方式 3年 ・自動継続(元金継続または元利金継続)に限ります。	
4. 預入方法	(1) 預入方法	・一括預入
	(2) 預入金額	・20万円以上とし、満期共済金の範囲内とします。 (但し、他金融機関からの新規資金と合算も可)
	(3) 預入単位	・1円単位
	(4) 預入方式	・通帳・証書式
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。	
6. 利息	(1) 適用金利	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、この定期貯金の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。
	(2) 利払頻度	・スーパー定期貯金〈複利型〉預入期間3年のものは、満期日以後に一括して支払います。
	(3) 計算方法	・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月ごとに複利計算をします。
	(4) 税金	・利子所得の金額に一律20.315%(所得税・復興特別所得税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税となります。 ※ 令和19年12月31日までの適用となります。
	(5) 金利情報入手方法	・窓口にお問い合わせください。
7. 手数料	—	
8. 付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。	
9. 中途解約時の取扱	・満期日前に解約する場合は、約定利率を適用せず、預入期間に係わらず、解約日における普通貯金利率を適用します。	
10. 貯金保険制度(公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。	
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>〈苦情処理措置〉 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または本店リスク管理室(電話:0287-96-6177)にお申し出ください。 当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>〈紛争解決措置〉 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 上記JA本店リスク管理室またはJAバンク相談所にお申し出ください。 ・東京弁護士会(電話:03-3581-0031) ・第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588) ・第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249) 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。 具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。」</p>	
12. その他参考となる事項	・この定期貯金はATMでのお取り扱いはできません。	

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAなす南